

(別表 1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 現状

##### (1) 地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：池田町洪水・土砂災害ハザードマップ)

池田町には一級河川である十勝川・利別川が流れしており、また、その合流地点でもある。

両川が氾濫した場合の浸水想定区域は、池田町洪水・土砂災害ハザードマップによると、池田駅周辺などの中心市街地が浸水想定区域に含まれており、その他も広範囲にわたって、浸水域となるなど、洪水のリスクは町内全域であるといえる。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
池田地区	1m未満	232
利別地区	1m未満	33
高島地区	1m未満	7

また、同じく池田町洪水・土砂災害ハザードマップによると、やはり池田町内全域にわたり、土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されるなど、土砂災害リスクもかかえている。

土砂災害により多大な被害を受けるであろう酪農業をはじめとした小規模事業者が数件あり、対策が必要とされている。



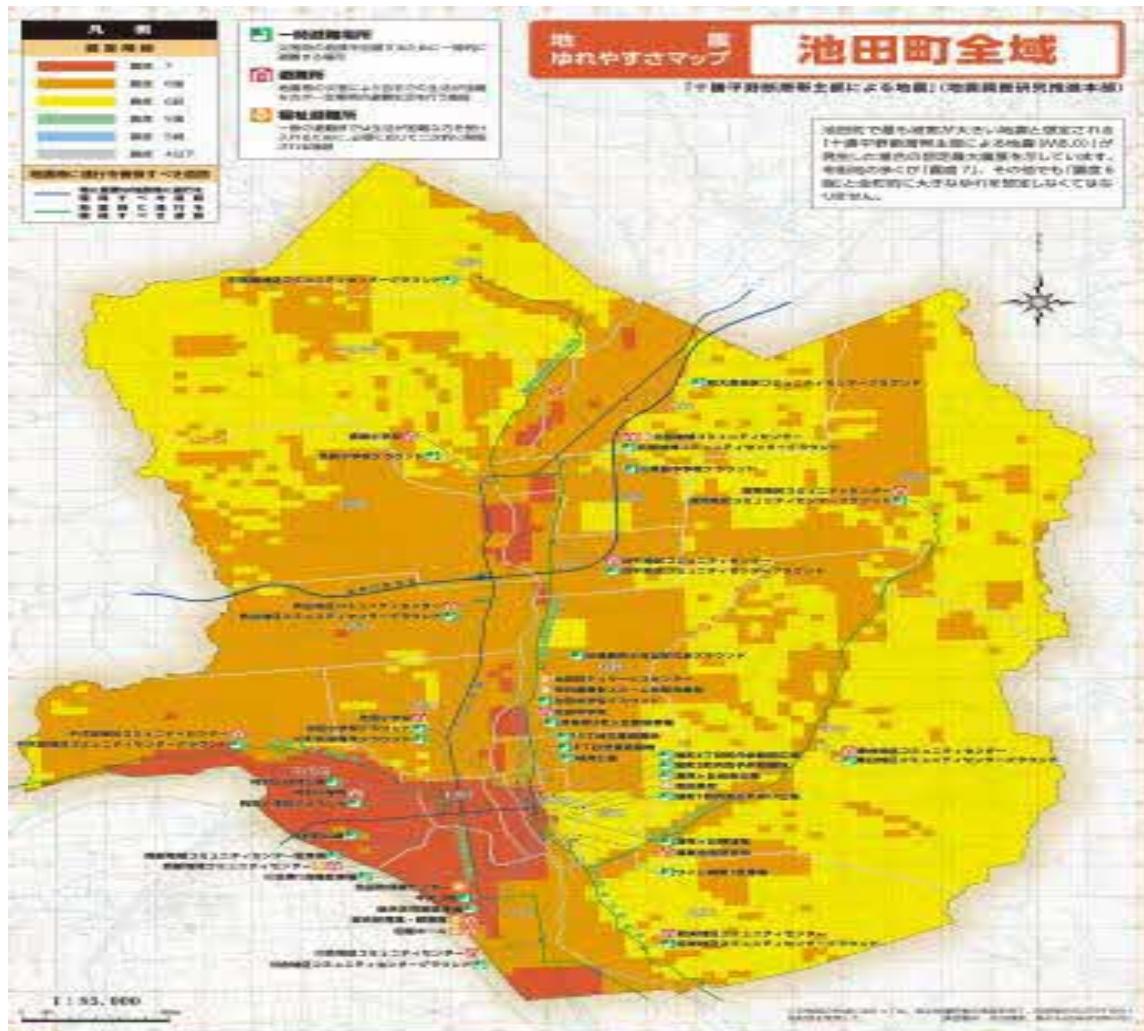
(出典：池田町洪水・土砂災害ハザードマップ)

(地震：池田町地震ゆれやすさマップ、地震ハザードステーション（J-SHIS）)

池田町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部による「十勝平野断層帯主部による地震（M8.0）」とされており、また、地震ハザードステーション（J-SHIS）の防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確立が約65%となっており、現に2013年の十勝沖地震、2018年の胆振東部地震など、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

また、池田町地震ゆれやすさマップでは、市街地区で最大震度7が想定されるなど、広範囲にわたり地震被害が発生することが想定されている。

なお、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。



(出典：池田町地震ゆれやすさマップ)

**J-SHIS** 地震ハザードステーション  
Japan Seismic Hazard Information Station

地震ハザードカルテ 2020年版

	メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
	6443331542	42.9352N, 143.4484E	北海道中川郡池田町西一条八丁目付近	18m	100~150人

**□ 総合評価**



地盤増幅率  
 $V_s=1100\text{m/s}$ 上面深さ  
 $V_s=2700\text{m/s}$ 上面深さ  
人口  
ランクオーバルの詳細は <https://www.j-sis.kagoshima-u.ac.jp/standard/> をご覧ください。

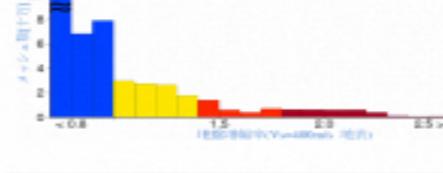
**□ 30年、50年地震ハザード**

超過確率の値[%]		
30年	震度5弱	93.9
	震度5強	95.6
	震度6弱	65.3
	震度6強	20.5
50年	3%	6強
	5%	7
	10%	6強
	33%	6弱
50年	3%	152.8
	5%	127.5
	10%	192.5
	33%	157.5
50年	3%	131.4
	5%	100
	10%	79.7
	33%	79.7

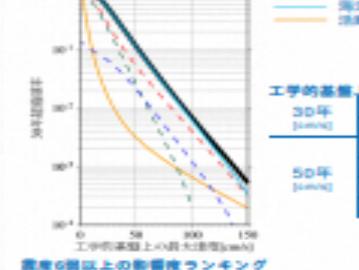
**□ 表層地盤**

地盤増幅率	2.09
微地形区分	後背高地
30m平均地表面速度 (地地形)	168m/s

ゆれやすさ 全国上位3% 



**□ ハザードカーブと影響地帯**



工学的基盤上の最大速度の値		
30年 [mm/sec]	3%	73.1
	5%	61.0
	2%	92.1
	10%	75.3
50年 [mm/sec]	3%	62.8
	5%	38.1
	10%	41.6
	33%	35.7

震度6弱以上の御番地ランキング

No.	地盤名	震度6弱以上の の割合[%]
1	太平洋プレートのプレート間及びプレート内 の震度6弱以上の割合	41.6
2	複数沖のプレート間最大地盤	35.7
3	千葉県沖における複数大震源	8.3

**□ 深部地盤**

$V_s=1100\text{m/s}$ 上面の深さ	110.8m
$V_s=2700\text{m/s}$ 上面の深さ	2332.6m



← やわらかい → かたい

**□ 地場震平均ハザード**

長期間の再現周期	震度の値
500年相当	6強
1000年相当	6強
5000年相当	7
1万年相当	7
5万年相当	7
10万年相当	7

Copyright© 2012-2020 国立研究開発法人 地震防災技術研究所

<https://www.j-sis.kagoshima-u.ac.jp/standard/>

(出典・地震ハザードステーション (J-SHIS))

(その他)

当町では、これまでに暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成28年の台風7、9、10、11号において風害が多大な被害を及ぼした。この台風により、土砂災害や倒木、浸水などにより農業被害も受けた。

なお、当町の気候環境は比較的内陸性を示し、最高気温は真夏でも25℃前後、最低気温は1月下旬頃の厳寒期でマイナス10℃と、年間を通してしのぎやすいのが特徴である。

### 《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	状況等
H15. 08	地震	十勝沖地震	十勝沖を震源とするM8の地震。 十勝川流域で堤防斜面崩壊など約30kmの被害。
H23. 09	水害	台風12号、13号	十勝川帯広水位観測所でS56年8月洪水に次ぐ2番目に高い水位を記録。十勝川水系42か所の樋門操作で河川水の市街地逆流等の被害は防止。
H28. 08	風害	台風7、9、10、11号	町内一部で建物被害等あり

(出典：帶広開発建設部池田河川事務所 HP・一部独自 (H28 風害部分))

### (感染症)

新型コロナウイルス感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 265人（独自データ ※R2全国商工会連合会実態調査）
- ・小規模事業者数 272人（H26経済センサス）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	37	39	町内に広く分散
	製造業	17	13	〃
	卸売業	5	7	〃
	小売業	79	78	市街地に集中
	飲食業・宿泊業	46	44	〃
	サービス業・その他	81	91	町内に広く分散

※商工業者数はR2独自調査数値、小規模事業者数はH26経済センサス数値と基準年度が異なるため、業種によっては大小関係が逆転している場合がある。（以下同様。）

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

項目	年月	備考
池田町防災会議条例	S38.2	
池田町地域防災計画	R01.9	一部改正
防災訓練の実施	R02.7	避難所開設訓練の実施
	R03.9	利別小学校防災学校の実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料（11, 126食） アルファ米・ミキサー粥等
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定	H26.10	

#### 2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
リスクマネジメント資料配布	R03.11	広報記事掲載
事業継続計画について周知	R03.11	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	R03.11	広報記事掲載
損害保険への加入促進	R03.11	広報記事掲載
防災対策について対応	R03.11	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認

### 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・感染症対策の具体的な課題は、予防接種の推奨、マスクや手洗いなど感染予防対策の徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性啓蒙普及がなされていないことである

### 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ・成果目標

業 種	商工業者数 (R2 独自データ)	小規模事業者数 (H26 経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建 設 業	3 7	3 9	1	1	1	1	1
製 造 業	1 7	1 3	0	1	0	1	0
卸 売 業	5	7	1	0	1	0	1
小 売 業	7 9	7 8	1	1	1	1	1
飲食業・宿泊業	4 6	4 4	1	1	1	1	1
サービス業・その他	8 1	9 1	1	1	1	1	1
合 計	2 6 5	2 7 2	5	5	5	5	5

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域から年5者程度を優先し計画策定を行っていくこととし、本計画期間（5年間）において両地域の25小規模事業者が策定するよう設定した。

#### ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に	連携会議開催	年1回

	速やかな復興支援策が行える体制の構築	
<b>4 その他</b>		
<ul style="list-style-type: none"><li>・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。</li><li>・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。</li></ul>		

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

### 6 事業継続力強化支援事業の内容

- 当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

池田町	池田町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

#### （1）事前の対策

- 事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようとする。
- 日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

##### ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- 商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- 事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

##### イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- 当商工会は、令和4年度中に事業継続計画を策定予定

##### ウ. 関係団体等との連携

- 提携先のあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (R2 独自データ)	小規模事業者数 (H26 経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	37	39	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	17	13	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
卸売業	5	7	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
小売業	79	78	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業・宿泊業	46	44	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	81	91	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	265	272	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ・町、商工会並びに、池田農協等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	池田町産業振興課商工観光係

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業観光課と協議し、策定する。

## （2）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

### ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・マスク等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・池田町災害対策本部の方針に従い、当町総務課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に勤務する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「池田町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

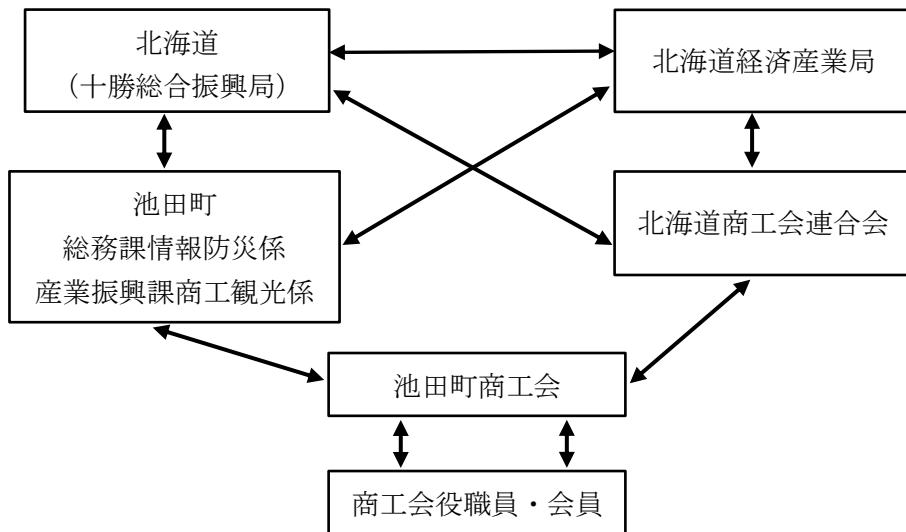
### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、十勝総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

#### ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

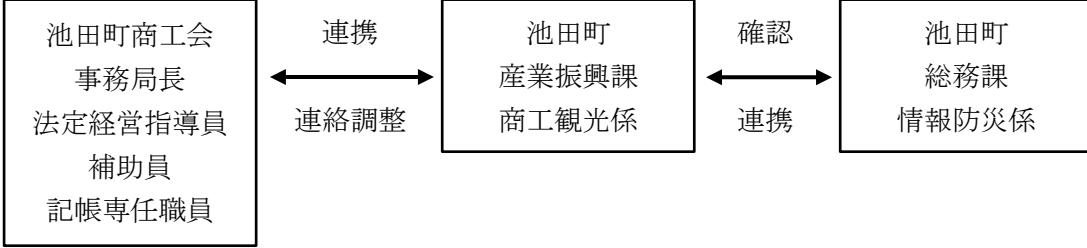
- ・池田町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、池田町・池田町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和3年12月現在)		
<b>1 実施体制（商工会と関係市町村の共同体制）</b>		
		
<b>2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</b>		
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 立花 好基 ※連絡先：下記3(1)参照のこと		
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。		
<b>3 商工会、関係市町村連絡先</b>		
(1) 商工会 池田町商工会 〒083-0090 北海道中川郡池田町字大通1丁目35番地 Tel: 015-572-2135 Fax: 015-572-2136 E-mail: ik_cc@netbeet.ne.jp		
(2) 関係市町村 池田町産業振興課商工観光係 〒083-0021 北海道中川郡池田町字西1条7丁目11番地 Tel: 015-572-3118 Fax: 015-572-5895 E-mail: syoukou@town.hokkaido-ikeda.lg.jp		
<b>4 その他</b>		
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	70	70	70	70	70
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	20	20	20	20	20
・パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、池田町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。